

K C A A 京都 運用規定

令和 6 年 1 月 1 日改訂版

■ 出品車輛について

<p>出品不可車輛</p>	<p>永久抹消登録（法第15条）車輛</p> <p>現時点で輸出抹消登録（法第15条の2）されている車輛</p> <p>現時点で事業用登録されている車検付車輛（緑ナンバー車 黒ナンバー車）</p> <p>特殊車輛等で下物（車輛ベース部分）と上物（特装部分）に個々の書類の完備が登録の条件となる車輛（例）タンクローリー車等（但し、「特装部分書類なし」の出品申込書への明記で出品可）</p> <p>所有権移転に法的問題がある車輛</p> <p>主要部品が取外されリサイクル法に従う処理が適切であると判断される車輛</p> <p>車検付車輛で自賠償保険の無い車輛</p> <p>接合車輛</p> <p>車台番号不鮮明車輛</p> <p>車内及び荷台に不要物等が積込まれている車輛</p>
<p>出品店名義登録又は抹消登録した上で出品が可能な車輛</p>	<p>差替え、又は再交付が困難である車輛</p> <p>登録名義人が死亡している車輛（遺産相続対象車輛）</p> <p>地域により登録手続きが異なる車輛</p>
<p>福祉車輛の取扱</p>	<p>身体障害者用車輛ならびに福祉車輛につきましては、出品申込書への明記が必要となります</p>
<p>現状車・不動車・冠水車・主要部品欠品車</p>	<p>「現状コーナー」に出品可</p>

■ 年式

国産車輛・輸入車輛共に車検証の初度登録年を年式とする

■ 車検の有無による出品体系

<p>一時抹消出品</p>	<p>車検切れ車輛</p>
<p>車検付出品</p>	<p>車検の有効期限がAA当日迄ある車輛</p>

■ 未登録車輛の取扱について

国産車輛、及び輸入車の未登録車は出品不可

■ 総合評価点数（一般車輛）

評価点	評価採点基準
S	走行10,000km以内、初度登録後12ヶ月以内（登録月を含む） 殆ど無傷、無加修であるもの
6	走行30,000km以内、初度登録後36ヶ月以内（登録月を含む） 軽微な瑕疵が僅かにあるが殆ど加修の必要のないもの
5	走行50,000km以内 外装に目立たないキズ、ヘコミが若干あるもの 内外装とも軽微な補修跡はあるが状態が良好なもの
4.5	走行100,000km以内 軽微な加修を必要とするもの 内外装とも軽微な瑕疵が数ヶ所あるもの
4	走行150,000km以内 内装に汚れ、焦げ穴、破れ、色褪せ等が数ヶ所あるもの 外装に加修を必要とするキズ、ヘコミ、錆等が複数あるもの
3.5	内装に目立つ汚れ、焦げ穴、破れ等が多数あるもの 大小の板金を必要とするキズ、ヘコミ、錆等が複数あるもの 内外装の補修跡が良好でないもの
3	内外装とも全補修、交換を要する瑕疵が多数あるもの 各部に腐食、腐食穴等が数ヶ所あるもの
2	腐食、腐食穴等が車輛全体にあるもの 粗悪車に近いもの
1	冠水歴車、消火器散布歴車
R	修復歴車
×	事故現状車、不動車、主要部品欠品車
特	自動車以外のバイク、フォークリフト等

■ 特別瑕疵車輛の評価点

瑕 疵 車 輛	評 価 点		備 考
色替え車	4	上 限	
走行不明車（#）	3.5	上 限	N A K基準で判定識別
改ざん車（*）	3.5	上 限	
溶接部位交換	3.5	上 限	コアサポート、エンドパネル、サイドシル、リアフェンダー等の交換
修復歴車としない骨格の損傷	3.5	上 限	小歪（カードサイズ以内の歪） 先歪（コアサポート、エンドパネルより突出した部位）
冠水歴車	1	固 定	
消化剤散布跡車	1	固 定	
修復歴車	R	固 定	

外装補助評価

a	目立たないキズ、エクボが数ヶ所あるもの 加修（仕上がり）の良好なもの
b	線キズ、ヘコミが数ヶ所あるもの 加修の仕上がりが中程度と思われるもの
c	大小の板金を必要とする線キズ、ヘコミが数ヶ所あるもの 加修済みだが、色ボケ、ムラのあるもの ガラスに交換を要する割れのあるもの
d	Cランクが多数あるもの 加修（仕上がり）の悪いもの、及び再仕上げを必要とするもの 錆、腐食等が酷いもの

内装補助評価

a	そのまま展示できるもの 目立たない小さな破れ、軽いコゲ又は簡単に取れる汚れが若干あるもの
b	軽微な加修を必要とするもの コゲ、コゲ穴、擦れ、破れ、割れ等が数ヶ所あるもの
c	不具合内容が商品価値を下げるもの 目立つビス穴、ダッシュボードの浮き、割れ等のあるもの 内装の広範囲にペイントを施したもの 異臭のあるもの
d	Cランクが多数あるもの 大きな加修及び交換を必要とするもの

外装損傷表示

ボディー・バンパー	キズ	A1	10cm程度のキズ
		A2	20cm程度のキズ
		A3	30cm程度のキズ
		A4	30cm以上のキズ
	へコミ	U1	10cm程度のへコミ
		U2	20cm程度のへコミ
		U3	30cm程度のへコミ
		U4	30cm以上のへコミ
	加修波	W1	仕上りが良好なもの
		W2	加修波が若干あるもの
		W3	加修波が大きく目立つもの
	錆	S	錆
	腐食	C	腐食
調整跡	M	ボルト止めパネルの調整、脱着跡	
交換済	× ×	ボルト止め及び溶接パネルの交換	

ガラス	キズ	A	目立つキズ
	飛び石	×	ボールペン先ぐらいのもの
	ヒビ割れ	×	1cm程度のもの
	リペア跡	×	
	× 要	×	交換を要すもの
タイヤ	山の状態	1~9	スリップサイン山を3と定める
	山の状態	×	使用不可(破損) パンク
	種類	ス	スノータイヤ スタッドレスタイヤ

■ 搬入時の積込不可出品

下記に示すものは、紛失及び盗難の恐れがありますので後日渡しの手続きを行ってください
積込まれた状態で紛失した場合、出品店責任となりますのでご注意ください

出品時積込不可部品 (要後日渡し手続き)	保証書 整備手帳 記録簿 取扱説明書 カードキー イモビキー スペアキー ナビ・TV (ポータブル等の容易に取外しが可能なもの) リモコン ナビロム ナビSD B-CASカード 等
-------------------------	--

■ 通常以外の保管 指定場所・キーロック

下記の理由等により出品車輛を通常の出品No順に配置しない車輛

指定場所	検査員が機関不良等の理由により移動が著しく困難であると判断した車輛 オイル漏れ・燃料漏れ等の理由により他の出品車輛と区別することが適当であると判断した車輛
キーロック	高額車または特別な装備が施された車輛、スマートキーが標準装備されている車輛についてはキーロック(施錠)し、保管させていただく場合があります 下見を希望される場合は、キー保管場所にて所定の手続きをしていただきますと、キーを貸し出させていただきます 下見終了後は所定の手続きを行い貸し出しキーを返却してください

■ 出品車輛・落札車輛の保管について

KCAA京都に出品された(落札含む)車輛の保管期間(保管責任期間)はAA当日を含む4日目の24時までです
尚、搬入時は出品確定された時点より保管期間が発生します

再出品のコーナー変更、及び搬出の連絡はAAの翌々日17時までとします

保管期間中に発生した不具合ならびに業務中(検査及び場内移動)に発生した不具合についてKCAA京都は一切の責任を負いません

■ 下見・オークション参加

KCAA京都での落札については下見による現車確認が原則となります

また、現車確認ができる箇所につきましてはクレーム対象外となります

オークションに参加されます際は十分な下見を行い参加してください

外部端末よりオークションに参加され、下見をご希望されます会員様は、下見代行サービス(一部有料)をご利用ください

■ 出品店の申告義務

出品店は出品に際し出品申込書に申告の義務がある事項（下記表）を正確に申告し記入しなければならない

メーター交換車	\$	出品申込書の出品店記入欄に「メーター交換車」と記入し現メーターと交換時メーターの合算距離を走行距離記入欄に記載する 又、メーター交換を行った日付、交換前の走行距離等を明記する 中古メーターへの交換の場合は「中古メーター交換」と明記し交換時の中古メーター表示走行距離も明記する 尚、証明するものとしてディーラーの交換記載保証書又は指定・認証整備工場での記録簿を必要とし、保証書の形態によってはディーラー印が無くても交換の事実が確認出来れば「メーター交換車」として受付します 申告されず、後に「メーター交換車」の事実が発覚した場合ペナルティの対象となります 証明するものがある場合、「〇〇年〇月〇日」xxxxxKm時メーター交換有、合算xxxxxKm 記録簿有」と記入
メーター改ざん車	*	出品申込書の出品店記入欄に「メーター改ざん車」と記入 過去の点検記録簿、NAK走行管理システム等によって、走行メーターの異常が確認出来る車輛、但し「メーター交換車」は除く
走行不明車	#	出品申込書の出品店記入欄に「走行不明車」と記入 「メーター交換車」「メーター改ざん車」以外で記録等が無く指定出来る根拠が無い時は、「走行不明車」とする 但し、後日メーター改ざんが発覚した場合はクレームの対象となる
メーターセットアップ交換車		ディーラーによるメーターセットアップ交換車は実走行とする 但し、KCA A京都が認めるセットアップ交換記録書類を必要とし、記録書類が無い場合はメーター改ざん車とする
マイル表示計の場合		走行距離記入欄のマイルに必ず丸印を記入 未記入の場合はkmとする
修復歴		修復歴の有無 修復箇所
タコグラフ装着車		出品票には「タコグラフ装着車」と明記する 積算距離計（オドメーター）とタコグラフが一体式で装着している車輛で、タコグラフの製造年月が対象車輛の初年度登録年月より以前の場合は、新車時に取り付けたものとみなし「実走行」扱いとする タコグラフの製造年月が対象車輛の初年度登録年月以降の場合は、新車登録以降に取付をしたものとし「メーター改ざん」扱いとする ※但し、交換記録がある場合には「メーター交換車」扱いとする ※タコグラフが積算距離計（オドメーター）一体式になっていない物は除く
キャビン交換車のメーター交換の取扱い		キャビン交換時にメーターを交換していない事を証明できる書面があるものは「実走行」扱いとする キャビン交換時にメーター交換がされた事が証明できる認証・指定工場の整備記録簿等があるものは「メーター交換車」扱い 証明のできる書面等が無いものは「メーター改ざん車」扱いとする

出品申込書記載事項	年式、車名、ドア形状、グレード等の出品申込書に記載されている事項
不具合 欠品	機関、機構上の不具合ならびに欠品 コーシンプレート（規格外含む）
輸入車の区分	ディーラー輸入車、並行輸入車、未記入の場合は並行輸入車として取り扱う
車検証	「類別区分」「型式指定番号」の無いもの 「車台番号」の -（ハイフン）が無い場合も記載してください
輸入車モデル年式	シリアル番号より判別するモデル年式未記入の場合は不明として取り扱う
特別装備限定車	地域限定車、特別装備限定車（低グレード車）
登録遅れ	モデル最終製造年月日と登録年月日が6ヶ月以上経過 「登録遅れ」の申告が必要
新車時レス部品	オーディオレス、ガラスルーフレス、サイドエアバックレス等の申告
改造	型式に「改」が入っている場合、8ナンバー登録車等については改造箇所、必要装備品を記載してください 車検の通らない車輛及び構造変更が必要な車輛において、変更箇所の申告が無い場合、クレーム対象となります
装備品	メーカーオプション、販売店オプション含む（メーカー純正部品番号を有するもの）
災害歴	「冠水歴」「消火器散布歴」等の災害歴の申告
離島登録車の自賠責車歴	出品票に記載なき場合は、差額を請求致します レンタカー、事業用 ※出品時、自家用ナンバーであっても申告が必要です

〔出品店記入〕

記入事項が紛らわしく、誤解、誤認を与える記入につきましては、全て出品店責任とします
出品店は、出品車輛の点検整備を行い、その仕様、品質、瑕疵等の申告を行ってください
未記入の場合クレーム対象となります

〔グレード記入欄について〕

グレード以外の記載

グレードやパッケージ等に誤解、誤認を与えるような記載は、クレーム対象となります ※K C A A 京都判断

〔セールスポイント記入欄について〕

出品申込書のセールスポイント記入欄に記入された事項について、不具合が発生した場合、成約金額に関わらず、全て出品店責任となり、クレーム対象となります また、出品店記入欄（注意事項）への記入も内容によりクレーム対象になる場合があります ※K C A A 京都判断

〔訂正（出品店による出品車輛の条件変更）〕

出品店からの訂正依頼については必ずオークション開始30分前までに所定の用紙に訂正内容を記入し事務局に提出していただくか、FAXでの受付とさせていただきます。（電話での依頼はお断り致します）

また、訂正内容によっては出品停止とさせていただきます場合があります ※K C A A 京都判断

〔出品停止〕

K C A A 京都が出品にふさわしくないと判断した場合、出品停止とすることが出来ます

〔ナンバー応談車輛の取扱い〕

出品票にナンバー応談の記載のある車輛で、落札店の申し出がある場合のみ、ナンバー付き可書類有効期限が本規定に満たない為、その条件を記載したうえで「車検付」「一時抹消登録」のどちらの形態でも譲渡可能な車輛

出品店は出品申込書に必要な条件を記載して下さい

抹消登録をすることを前提に「検査一時抹消」で出品しますが落札店が条件を了承した場合「検査付」での譲渡となります

落札店からの申し出はセリ終了後1時間までとします。

検査付の場合、該当年度の納税証明書が必要となります

〔ガス欠車輛のペナルティー〕

出品車輛には検査、場内移動及び搬出が可能な燃料があること 保管時のガス欠は出品店責任としペナルティー 3,000円を請求させていただきます

■ 代金の決済

〔落札車輛代金の決済〕

一般会員	オークション開催日を含め7日以内
現金会員	オークション開催日を含め4日以内

決済完了は当該AA事務局及び指定金融機関の銀行口座への着金が確認された時点とします

振込み手数料については送金側の負担とします

金融機関の振込み依頼書控え等での決済確認は行いません

※入金遅れペナルティーは1日毎3,000円を請求させていただきます

〔出品店への成約車輛代金の決済〕

出品店に対する成約車輛代金の支払いは、原則、全成約車輛の必要書類決済完了日の翌金融機関営業日とします

複数台の成約車輛がある場合は、全車輛の必要書類の入庫完了日の翌金融機関営業日にお支払い

出品票記載の備品等が書類入庫日と異なる場合は、備品等が全て入庫した日の翌金融機関営業日のお支払いとなります

出品店に未清算債務が有る場合成約車輛代金より相殺いたします

■ 成約車輛の書類決済

成約車輛についての書類は全国の運輸支局・軽自動車検査協会で登録可能なことが条件です

抹消車輛	軽自動車	検査証返納証明書・確認証 リサイクル券
	普通車	抹消登録証明書 譲渡証 リサイクル券
検査付車輛	軽自動車	検査証 OCR又は申請依頼書 自賠責保険 納税証明書 リサイクル券 ※自賠責保険の承認請求書（自賠責保険の譲渡書類）の提出は任意とします
	普通車	検査証 自動車検査証記録事項 譲渡証 印鑑証明 委任状 自賠責保険 納税証明書 リサイクル券 ※自賠責保険の承認請求書（自賠責保険の譲渡書類）の提出は任意とします

※落札店は書類到着後、速やかに書類等を確認し不備等があれば直ちに事務局へ申告しなければならない

継続検査書類が必要な車輛 (OCR及び納税証明書)	無車検でナンバープレート付車輛 車検残1ヶ月以内のナンバープレート付車輛
車検付車輛書類の有効期限	AA開催月の翌月末以上の有効期限を有する書類
書類有効期限付出品車輛	書類有効期限が翌月末に満たない車輛でも、有効期限はAA開催日を含む15日以上あるものは出品申込書に記載があれば出品可能 出品申込書の書類有効期限欄に〇月〇日を記入 例) 書類有効期限 12月15日⇒12月1日開催分まで出品可能

書類受付	期限付きにて成約した車輛の書類受付期間は期限日の15日前までに事務局へ書類入庫が条件となります 書類受付期限内に到着が遅れる場合⇒翌月末まで有効の書類との差替えが必要	
早期名変依頼	あり	出品店が20,000円(税別)を落札店に支払う
落札店了承	なし	出品店が名変を行う ナンバープレートの返却手数料5,000円(送料含む)

書類決済期限	書類決裁期限は、AA開催日含む10日目15時
--------	------------------------

書類遅延ペナルティー	11日～17日目	2,000円/日額	ペナルティー
	18日～30日目	2,500円/日額	落札店からのキャンセル不可
	31日～50日目	2,500円/日額	キャンセル可 ペナルティー+キャンセルペナルティー(100,000円) +経費を落札店に払う

[受検・名義変更等拒否]

成約車輛の書類は登録可能な書類を会場へ提出しなければならない

書類では確認の取れない事案で名義変更や受検を陸運局にて拒否された場合、10,000円のペナルティーを科す
自動車税が未納付で車検を受検できなかった場合は、出品店は申告日より3営業日以内に自動車税を納付するものと
します

3営業日以内に納付ができない場合、1日毎2,000円のペナルティーを科すものとする

※交通違反による受験拒否は[交通違反による車検拒否]を適用するものとする

[名義変更]

落札店は名義変更を指定した期限内(通常は、翌月末日)に必ず完了してください

又、名義変更を完了した車検証のコピーにオークション開催数、出品番号、会員番号を明記のうえ郵送又はFAXにて事務局に送付(送信)してください その際の車検証コピー到着期限は翌々月5日12時迄です
この時点で未着の場合は、保証金10,000円は没収となり、事務局が現在登録証明書にて確認を行います 尚、手数料3,000円を請求します

期限内に名義変更が完了されなかった場合、名義変更保証金10,000円は没収となり、遅延ペナルティーとして別途10,000円を請求します 又、出品店の仕入先の他AA等から10,000円を超えるペナルティーの請求があった場合、落札店はその差額分も支払う必要があります 但し、他AA会場等発行の請求書が必要です

名義変更コピーが事務局に到着していない場合および文字が不鮮明で確認が困難な場合があります
その際は、再送信のお願いをいたします

永久抹消につきましては登録事項証明書をもって名義変更完了コピーとします

所有権のみの変更は名義変更とは認めませんこの場合ペナルティー20,000円が科せられます

[福祉車両消費税非課税車]

福祉車輛で出品時に申告の無い車輛については、書類発送後6日以内に申告があった場合に限り消費税の返還を行うものとします

但し、当該車輛が新車登録時消費税非課税対象と確認できる場合に限りです

〔書類の再交付・差替え〕

<p>書類（移転・抹消）の差替 有効期限の失効による差替</p>	<p>印鑑証明 30,000円 譲渡書 20,000円 委任状 20,000円 その他 証明書（謄本・抄本・住民票等） 20,000円 差替手続きは必ず事務局経由で行ってください 出品店による書類不備、又は旧所有者記入事項欄が白紙で提出された書類で、落札店記入による書き損じの為に発生した書類の差替についてはペナルティー対象外 ただし差替に申告日より7日以上の日を有する場合、8日目以降1日毎2,000円のペナルティーを出品店へ科す 直接出品店又は旧所有者に依頼したことが発覚しますと、ペナルティー50,000円が科せられます</p>
<p>書類（移転・抹消）の紛失</p>	<p>再交付手続きは必ず事務局経由で行ってください 出品店名義の場合・・・5万円（実費含む） その他名義の場合・・・10万円（実費含む） 直接出品店又は旧所有者に依頼したことが発覚しますと ペナルティー50,000円が科せられます盗難の場合ペナルティー半額（警察への盗難届けの写し提出が条件） ※抹消書類紛失の場合は、上記の限りではない場合がある</p>
<p>自賠償保険の再交付</p>	<p>出品店が再発行手続きを了承した場合のみの受付とします 但し、出品店の努力にも関わらず再発行が行えなかった場合（了承後、10日間以内を限度とする）は、再発行手続きを断念するという条件付の受付となります</p>

〔抹消依頼〕

落札店が、車検付車輛の抹消登録を出品店に希望する場合以下の制約があります
尚、依頼受付期間はAA終了後1時間以内とします

①車検残がAA開催日の翌月末以内の場合は、出品店は必ず抹消登録手続きを行わなければなりません

②車検残がAA開催日より翌月末以上の場合、出品店に強制することは出来ません

抹消依頼後のクレーム受付・クレームキャンセルは一切受付いたしません

〔保証書の欠品〕

保証書とは新車ディーラー名の記載があり保証継承が可能な新車保証書を指します

<p>有効期限内保証書</p>	<p>落札車輛価格の5%の値引き キャンセル時はペナルティー 30,000円</p>
<p>有効期限切れ保証書</p>	<p>10,000円の値引き（成約金額が5万円以下の車輛は、成約金額の10%の値引き） ※ディーラー記載ページに記載が無い又は切り取られている場合、メンテナンスページにて車台番号の記入や登録番号の記入により確認ができる保証書は値引き対象外</p>

〔取扱説明書の欠品〕

<p>車輛成約金額</p>	<p>値引き額</p>	
<p>100,000円 未満</p>	<p>2,000円の値引き</p>	<p>キャンセル不可</p>
<p>100,000円 以上</p>	<p>5,000円の値引き</p>	<p>キャンセル不可</p>

取扱説明書とは車輛本体の説明書を指します ナビや他オプションに対する説明書の有無は不問です
新車販売時に備え付けのものに加え、メーカーが純正部品として販売しているコピーも可とします
但し、汚れ等がひどく使用が困難なものは不可です

〔記録簿〕

記録簿とは指定・認証整備工場が発行する分解整備（点検整備）記録簿を指します
又、記述内容が確認可能なものに限り
ユーザー車検による記録簿は認めません

〔ワンオーナー〕

新車登録時より同一の使用者名義であること、又は商品車に名義変更されたものとします
但し、一度でもユーザー登録されたものは無効とします

クレーム受付についてはワンオーナーで無い事が判明した場合、クレーム受付対象となります
但し、その事を証明する記録簿等を必要とします
書類発送後7日以内に申告が必要

〔新車並行輸入車〕

製造年式と初年度登録年が違う場合、通関証明の添付が必要です
クレーム受付は書類発送後7日間

〔納税証明書の取扱い〕

当該車両の車検満了日が名義変更期限より短い場合は譲渡書類と合わせて提出してください
尚、譲渡書類に納税証明書の添付が無い場合で落札店からの請求があった場合は請求日より7日以内に提出してください

〔軽自動車の税止め未処理〕

軽自動車において、税止めの処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合ペナルティーとして
10,000円請求致します

〔リサイクル券の取扱い〕

リサイクル料金は車両価格とは別の取扱いとします
リサイクル料金預託済み車両を出品されます際は出品申込書に必ずリサイクル料金を記入してください
記入金額は当該券【B券】に記載されている金額を記入してください
当該車両成約時には【A券】【B券】を譲渡書類と同時に提出してください
リサイクル料金の誤記入が判明した場合は後日精算致します
但し、書類発送後7日以内の申告があったものとします
リサイクル券の再発行は手数料として500円（税別）を請求致します

〔交通違反による車検拒否についての取扱い〕

落札車両についてKCAA京都での成約前に発生した交通違反等により車検が取得出来ない場合出品店へ10,000円のペナルティーを請求致します
出品店はその申告がなされた日より7日以内に車検の受けられる状態にしなればなりません
また、当該期限を遅延した場合出品店は落札店に1日につき2,000円の遅延ペナルティーを支払わなければならない

■自動車税相当額の取扱い

K C A A 京都で落札された車輛が車検付の場合、当該車輛の年度末までの自動車税未経過引継ぎ分相当額（以下、「自動車税相当額」）は、A A 開催の当月分は出品店、翌月からは落札店の負担となります
K C A A 京都では、A A 開催日の翌月から当該年度末までの自動車税相当額を落札店よりお預かりし落札店の名義変更等の登録状況により次のように精算いたします（3月開催分は翌年度自動車税を預かる）

（抹消登録の場合）

抹消月に応じて預かり自動車税相当額を出品店・落札店に振り分けて精算いたします

（移転登録の場合）

名義変更確認後、預かり自動車税相当額を出品店にお支払いいたします

尚、その後同一年度内に抹消登録をした時はその通知（抹消登録証明書の写し）を抹消日の翌月2日までに事務局に提出してください 出品店への残月分を請求し落札店にお支払いさせていただきます

期限を過ぎますと受付出来ませんのでご注意ください

■ クレーム

〔クレーム受付期間（長期休業時は期間を別途定める）〕

A A 当日会場内	会場より未搬出であり且、A A 終了後 1 時間以内
通 常	A A 当日を含む 6 日間 1 7 時まで
クレーム延長	クレーム延長条件を満たし会場が受付を行ったもの 通常期限より 2 日間延長（A A 当日を含む 8 日間 1 7 時まで） 会場判断による遠隔地、離島 天変地異により輸送が困難と会場が判断した場合 その他の理由により K C A A 京都が相当と判断した場合
書類発送後 7 日	K C A A 京都よりの送付書類で確認可能な場合（車検証と合致しない 記録簿記載事項 等）
1 ヶ月	消火器散布歴車輛
3 ヶ月	冠水歴車輛
6 ヶ月	走行距離異常・接合車輛
無期限	盗難車輛 抵当権設定車輛差押車輛
現状車コーナーのクレーム受付範囲	クレームの受付対象は、走行距離異常、年式・型式、グレード、車検有効期限の誤記入 冠水歴車輛（ガラス割れ、等の現状車輛という性質上受付期間は限られます）
クレーム受付範囲が制限される車輛	低額車輛 修復歴車輛 輸入車 走行不明車輛 商談落札車輛 および 内装・外装 低額車輛とは、成約車輛金額が 1 5 0, 0 0 0 円以下の車輛を指します
クレーム額による免責	クレーム部品価格（単品）の評価が 3 0, 0 0 0 円以下の場合はクレーム受付対象外となります 但し、高額な工賃が発生する場合は K C A A 京都の判断とします

〔クレームの申し立て〕

クレーム申し立て受付は定められた期間内とします

当該車輛の受付は、一度のみとし複数回に亘る受付は行いません

※書類発送後7日間に伴うクレーム・期間延長クレームは除く

受付時間は、事務局営業時間内（9時～17時）とします

落札店から受け付けた時間により出品店へのクレーム発生の連絡がクレーム受付期間を経過する場合があります

出品店・落札店との直接交渉は禁止されています

クレーム受付期間最終日が事務局休業日の場合はFAXにてクレーム申し立てを行ってください

クレーム受付以降1週間以上連絡が無い場合はクレーム取下げとなります

〔現車確認〕

① K C A A 京都での確認

② K C A A 京都が信頼するに足りると認めた機関（ディーラー）での確認

機関・機構・コンピューター等の不具合はディーラー確認（修理見積）が必要です

ディーラーへ未入庫の場合クレーム受付は出来ません

ディーラー見積は、不具合箇所の確認を行うものであり不具合の値引き額を算定するものではありません

また、確認（ディーラー見積含む）に対し発生する費用は落札店の負担となります

〔メーカー保証対応〕

クレーム事由がメーカー保証にて対応可能な場合はメーカークレームにて修理します

その際発生する費用（保証継承費用）は、落札店の負担となります

〔キャンセル処理の場合〕

クレーム処理の結果、当該車輛がキャンセルとなった場合全手数料と往復陸送費を負担するものとする。

往復陸送費は、K C A A 京都から落札店までを最大距離とし出品店が負担するものとします。

※キャンセル時の陸送費用については距離、状況などを考慮しK C A A 京都が認めた範囲内とする

〔注意事項〕

① 落札車輛への加修及び転売（出品店の了解なく他A A会場でのセリ等）を行った場合クレーム対象外扱いとなります

但し、受付期間延長クレームの対象車については除きます（P21、受付期間延長項目参照）

② 出品店に連絡がつかない場合はFAXにて通知し後日の対応となります

③ 「受付期間が6日間」および「書類発送後7日間」のクレームについてキャンセルの場合経費は陸送費用のみとし、他A A経費の費用等は認めません

④ 加修等を行う場合は、車検証ならびにクレーム申し出の有無等を十分確認し行ってください

⑤ 改造車輛において改造関連箇所はクレームの対象外となります

⑥ 加修費用ならびに全経費等については 落札車輛価格等を勘案しK C A A 京都が認めた範囲内となります

⑦ 全経費とは、他A A会場等の転売先よりの手数料、陸送費用、加修費用を指します

但し、K C A A 京都が認めた範囲内となります

※ A A会場を複数跨った場合、他A A会場で発生するペナルティー金額の累積を請求することはできません

⑧ K C A A 京都がA A当日に参考資料として発行する出品リスト（お客様リスト）の誤記入はクレーム対象外です

⑨ 「受付期間が6日」のクレーム申し立て期間中あるいは申し立て前に出品店の確認をとることなく

移転・抹消登録等（譲渡書類への記入も含む）が行われた場合クレームの受付は出来ません

⑩ 国外に持ち出された車輛についてはクレームの受付は出来ません

⑪ クレーム内容を確認する為の見積りに虚偽記載（虚偽と判断）が発見された場合クレームの受付は無効となります

⑫ 初年度登録から20年を経過した車輛については一切ノークレームとする

■ 車輛搬出

〔搬出券の発行〕

搬出券発行期間	AA当日より4日目24時まで（事務局の営業時間外はPOSカードでの発券のみ）
---------	--

〔車輛搬出〕

落札車輛及び流札車輛を搬出されます際は、搬出券が必要です
保安上の理由により搬出券の無い車輛の搬出は一切行いませんのでご了承ください
又、搬出の際は室内及びトランク内を確認させていただきます

搬出期間	AAせり終了時より土曜日24時まで
------	-------------------

■ 売買契約の解除（AA当日キャンセル）

出品店ならびに落札店の都合による売買契約の解除は以下を満たすことが条件となります

出品店	AA終了後1時間以内	ペナルティー	50,000円
	AA終了後1時間以降	ペナルティー	100,000円
落札店 (AA終了後1時間以降 はキャンセル不可)	成約金額が100万円以下	ペナルティー	50,000円
	成約金額が200万円未満	ペナルティー	70,000円
	成約金額が200万円以上	ペナルティー	100,000円
手数料	出品料 成約料 落札料（申し出側がKCA京都に支払う）		

※搬出済みの車両に関しましては、申し出側が陸送費を負担する

■ 現状コーナー

現状コーナーに出品されています車輛は、事故現状車輛ならびに不動車輛、CNG車のタンクの使用期限切れ等で構成されており

全て未修理又は未修理相当と判断された車輛です

又、部品等の不足・欠品が十分予想されます

本コーナーの性質上クレーム受付範囲も制限されております

応札されます際は、十分な下見とクレーム受付範囲に制限があることを了承の上セリに参加してください

本コーナーに出品されています車輛は、ドア破損、ガラス割れ等により室内に雨水等の侵入が十分予想され

又、落札車輛の保管状態によりその後室内に浸水することも十分予想されます

以上のことより、通常コーナーにおいての冠水歴車輛のクレーム受付期間が3ヶ月間という定めに対し

現状車コーナーの冠水歴車輛クレーム受付期間はAA当日含む6日間と制限されています。

応札されます際は、十分な下見と冠水歴車輛クレーム受付期間に制限があることを了承の上セリに参加してください

尚、保管中の雨などによる浸水についてKCAA京都は一切の責任を負いません

■ その他の確認事項

〔プレート取り外し忘れ〕

抹消や名義変更等で落札店からのプレートの返送が必要な場合出品店責任として

返送手数料（送料含む）5,000円を出品店より落札店に支払います

〔成約車輛のプレート取り外しについて〕

成約決定時点で当該車輛は出品店より落札店に所有権が移転したものとみなします

出品店が出品申込書に未申告の内容についての物品（プレート等）の取り外しは出来ません

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティ・裁定基準

○	受付可 対象外	当日 書類 7日 AA 6日	AA 当日会場内 (AA 終了後 1 時間以内) 書類発送日を含め 7日 17 時迄 AA 当日を含め 6日 17 時迄
×			

※ネット落札における車輛の当日限りのクレームは期間を車輛搬出前までとする

	評価点付	修復歴車	輸入車	10年 10万キロ 超	低額車 (15万以下)	走行 不明車	商談落札	裁定基準	
リス ト 誤 記 入	年式 (輸入車は国内での初度登録年)	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	キャンセル時ペナ 2 万円 (低額車なし) 現車が高年式の場合ノーペナキャンセルのみ	
	初年度登録月	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	キャンセルor 値引き 一ヵ月当たり 3 千円 低額車は値引き上限 1 万円	
	ドア形状	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×	キャンセルor 値引き
	車名 グレード	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	新車販売価格 誤記グレード > 実グレード 限定車、パッケージ違いはペナなし キャンセル時ペナ 2 万円 (低額車なし) 新車販売価格 誤記グレード ≤ 実グレード キャンセル時ペナなし 低額車、存在しないグレードはノークレーム
	2WD ⇄ 4WD	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	キャンセルor 値引き
	車歴	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	キャンセル時ペナ 2 万円 (低額車なし)
	型式 定員 排気量 N o x ディーラー車	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	存在しない型式ノークレーム 乗用車の定員未記入ノークレーム バン等の定員前席 1 列のみ 2 ~ 3 名の 場合、記載必要 未記入の場合クレーム対象
	車検年月 違い 検付⇒抹消	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	検査付が抹消された場合 キャンセル時ペナ 2 万円 (低額車なし) 月違いは 普通車 1 ヶ月 5, 0 0 0 円 軽自動車 1 ヶ月 3, 0 0 0 円
	色違い	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×	○ 当日	×	カラーNO を色の判断基準とする カラーNO が正しく記入されている場合は ノークレームです
	ミッション違い	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	シフト位置の誤記入についてはノークレームと します AT ⇄ MT 4 速 ⇄ 5 速等クラッチ無し特殊ミッ ションの未申告
	燃料違い	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	キャンセルor 値引き
	CNGタンク 使用期限切れ	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	キャンセルor 値引き
	純正装備申告違い	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	革シートとはメーカーが革シートとして販売し ているもの オーディオ ナビ類は販売店オプション含む AW・オーディオ及び容易に取外せる部品につい ての受付は AA 当日会場内のみとします
	WAC ⇒ AC AAC ⇒ AC	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	○ AA 6日	×	キャンセルor 値引き
	セールスポイント 不良・欠品	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	後日送り等で確認できないものに限り書類 7 日
	レスオプション 未申告	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	取外しが容易にできる物はノークレーム グレード未記入の場合はノークレーム
	EV車 充電ケーブル欠品	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	現品支給or 値引き
	登録遅れ	○ 書類 7日	○ 書類 7日	×	○ 書類 7日	×	×	○ 書類 7日	6 ヶ月以上経過車輛が対象となります
リモコン・ナビSD等 の付属品が無い場合	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	○ 書類 7日	セールスポイント記入の場合 部品支給or 値引き	

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○ 受付可 × 対象外	当日 書類 7日 AA 6日	AA当日会場内 (AA終了後1時間以内) 書類発送日を含め7日17時迄 AA当日を含め6日17時迄
----------------	----------------------	---

	評価点付	修復歴車	輸入車	10年 10万キロ 超	低額車 (15万以下)	走行 不明車	商談落札	裁定基準	
内装	標準装備品欠品	○ 当日	×	×	×	×	×	部品定価額2万円以下は免責です	
	ジャッキスペアタイヤ欠品	×	×	×	×	×	×	ノークレーム	
	内装焦げ破れキズ 変形ペイント異臭	×	×	×	×	×	×	ノークレーム	
	シート違い 社外品	○ 当日	×	×	×	×	×	キャンセルor値引き	
	シートカバー装着 でシート破損	×	×	×	×	×	×	ノークレーム	
	オドメーター キズ	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×	×	オドメーターは非分解でありキズの発生は 考えられません
	オドメーター 不良	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	※ 当日	×	○ AA6日	※低額車輛はキャンセルのみ受付
	メーターケーブル の外れ	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×	○ 当日	
電装	ナビ・TV・マルチ不良	○ AA6日	×	×	×	×	×	×	登録5年以内の車輛のみ受付 ナビパスワード不明はノークレーム
	エアコン不良	○ AA6日	×	×	×	×	×	×	登録5年以内の車輛のみ受付
	オーディオ PW Pシート SR ミラー格納不良 等の一般電装部品	○ AA6日	×	×	×	×	×	×	登録5年以内の車輛のみ受付
	エアバック 不良	○ AA6日	×	×	×	×	×	×	登録5年以内の車輛のみ受付 修復歴車輛でも記述は削除しません 開き跡を加工しその旨の記載が無い場合はクレーム対象 ※AA終了後1時間以内
	エアバック 有無	○ AA6日	○ AA6日	×	×	×	×	×	
	エアバック開き跡	○ ※	×	×	×	×	×	×	
	セルモーター ダイナモ不良	○ 当日	×	×	×	×	×	×	登録5年以内の車輛のみ受付
メーター 類不良	○ 当日	×	×	×	×	×	×	登録5年以内の車輛のみ受付 但し、メーターの機能不良のみの受付 メーター・針等の照明不良はノークレーム	
外装	標準装備品欠品	○ 当日	×	×	×	×	×	×	部品定価額2万円以下は免責です
	外装キズ 凹 ペイント 補修	×	×	×	×	×	×	×	ノークレーム
	評価点1.5点以上 の差異	○ 当日	×	○ 当日	×	×	×	×	再検査による外装評価で評価点が1.5点以上さがる場合
	ビス止め外板交換	○ AA6日	×	○ AA6日	×	×	×	×	登録1年以内且評価点5点以上の車輛のみ
	全塗装	○ AA6日	×	×	×	×	×	×	登録3年以内且評価点4.5点以上の車輛のみ
	色替え	○ AA6日	×	×	×	×	×	×	後塗りツートン、ツートン⇒単色も色替車輛とします
	腰下ペイント	○ AA6日	×	×	×	×	×	×	プロテクター・バンパーのみのペイントは腰下ペイントと記入鉄板にペイントがかかっている場合は色替車輛として扱う 4.5点以上で未申告の場合クレーム扱い
	Fガラス割れキズ	○ 当日	×	○ 当日	×	×	×	×	車検に支障がない軽微なキズはノークレーム
	スタッドレスタイヤ	×	×	×	×	×	×	×	ノークレーム
	タイヤ規格外	○ 当日	×	×	×	×	×	×	社外アルミ等の記載のあるものはノークレーム
	雨漏り	×	×	×	×	×	×	×	ノークレーム
	車高上がり、下がり	○ 当日	×	×	×	×	×	×	車検非対応車輛のみ受付
	ショックへたり	×	×	×	×	×	×	×	ノークレーム
アクティブサス エアサス 不良	○ AA6日	×	×	×	×	×	×	登録5年以内の車輛のみ受付	

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○	受付可	当日	AA当日会場内（AA終了後1時間以内） 書類発送日を含め7日17時迄
×	対象外	書類7日 AA6日	AA当日を含め6日17時迄

	評価点付	修復歴車	輸入車	10年 10万キロ 超	低額車 (15万以下)	走行不 明車	商談落札	裁定基準	
外 装	車台番号不鮮明	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	○ 書類7日	キャンセル時ノーペナルティー	
	マフラー欠品	○ 当日	×	×	×	×	×	キャンセルor値引き マフラー破れ、漏れ・社外マフラーはノークレーム	
	触媒欠品	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	
	サビ、腐食	○ AA6日	×	×	×	×	×	×	安全保安基準に問題が生じるものを対象としますが、トラックの荷台等はクレームの対象外です
	コーションプレート欠品	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	キャンセルor値引き
修 復 歴	修復歴車輛	○ AA6日	×	○ AA6日	○ AA6日	×	○ AA6日	○ AA6日	1事故⇒2事故は、対象外
	溶接パネルの交換	○ AA6日	×	○ AA6日	×	×	×	×	キャンセルor値引き 評価点3.5点以下はノークレーム
	修復歴にならない 評価点の差異	○ AA6日	×	○ AA6日	×	×	×	×	KCAA京都の再検査、判定により評価点が1.5点下がる場合
機 関 ・ 機 構	PS不良	○ AA6日	×	×	×	×	×	×	ディーラー見積後の対応となります 初年度登録7年以内の車輛に限りクレームとする キャンセルor値引き
	トラック上物(架装)	×	×	×	×	×	×	×	
	4WD不良	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日				○ AA6日	
	クラッチ不良・ 滑り 強化クラッチ	○ 当日	×	×	×	×	×	×	
	ドライブシャフト不良	○ AA6日	×	×	×	×	×	×	
	ミッション不良	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	×	×	×	○ AA6日	
	スーパーチャージャー不良 ターボ不良	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	×	×	×	○ AA6日	
	噴射ポンプ不良	○ AA6日	×	×	×	×	×	○ AA6日	
	デフ不良(ギヤ欠け)	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	×	×	×	○ AA6日	
ABS不良	○ AA6日	×	×	×	×	×	×		
A T	ショック タイムラグ	○ AA6日	○ AA6日	×	×	×	×	×	ディーラー見積後の対応となります 但し不具合が明確な場合はKCAA京都で確認 後対応します 修復歴車輛について 修復歴内容が歪みのものは通常に受け付けます BP・××・足回りズレ等駆動系にダメージが かかるようなものは走行不能・変速しないもの のみ受け付けます その他の不具合はノークレーム 改造車輛について ・改造はノークレーム 但し、EG駆動系 足回り等以外の改造に ついては受け付けます(例、SR オーバーフ エンダー等) 輸入車輛について ・左表は落札車輛がディーラー車の場合のみ 適応されます 並行輸入車輛のクレームは ・「走行不能」に限りAA当日会場内のみ クレームを受け付けます
	滑り	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	×	×	×	○ AA6日	
	異音	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	×	×	×	○ AA6日	
	変速不良	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ 当日	○ 当日	○ AA6日	
	走行不能	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ AA6日	○ 当日	○ 当日	○ AA6日	

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○ ×	受付可 対象外	当日 書類 7日 AA 6日	AA 当日会場内 (AA 終了後 1 時間以内) 書類発送日を含め 7日 17 時迄 AA 当日を含め 6日 17 時迄
--------	------------	----------------------	--

	評価点付	修復歴車	輸入車	10年 10万キロ 超	低額車 (15万以下)	走行 不明車	商談落札	裁定基準
エンジン	上部からの異音 ヘッド回りカムタ ペ音	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	ディーラー見積後の対応となります 但し不具合が明確な場合はK C A A 京都 確認後対応します 修復歴車車種について 修復箇所が歪みのものは通常に受付します B P ・ × × ・ 足回りズレ等駆動系に ダメージがかかるようなものは エンジン不良・メタル音のみ受付します その他の不具合はノークレーム
	下部からの異音 クランク回り	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	改造車種について 改造はノークレーム 但し、エンジン 駆動系 足回り等以外の改造について受付けます (例 S R オーバーフェンダー等)
	オーバーヒート	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	輸入車種について 左表は落札車種がディーラー車の場合のみ 適応されます 並行輸入車種のクレームは 「エンジン不良」に限り AA 当日会場内のみ の受付とします
	白煙	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	×	エンジン不調について エンジン本体に加えインジェクションの不具 合も 含まれます
	不調	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	エンジン不良について エンジン本体の破損・ロック・メタル音等 セールスに如何なる理由があっても エンジンに関する記載がある場合 年式・走行距離・金額等に関わらずクレーム を受付けます 搬出前・搬出後に関わらずクレームを受付 けます
	オイル 漏れ	×	×	×	×	×	×	盗難車種とは、盗難事件の処理が未解決のもの を指し処理が完了している盗難歴車種はノーク レーム 指紋採取跡はクレーム対象外 キャンセル時ペナルティー 10 万円 K C A A 京都が認める全経費
	ハイブリッドカー のモーターおよび バッテリー	○ AA 6日	○ AA 6日	○ AA 6日	×	×	×	キャンセルを原則とする キャンセル時ペナルティー 10 万円 K C A A 京都が認める全経費
	盗難車種	無 期 限						
抵当権設定車種 差押車種	無 期 限							
接合車種	AA 開催日より 6 ヶ月							

受付 期間 延長	冠水歴車種	AA 開催日より 3 ヶ月	海水・泥水・真水に関わらず車内に水が入り通常 の使用では起こらないサビ・腐食・泥水跡があり 商品価値が著しく下がる車種を冠水歴車種とす る キャンセル時ペナルティー 5 万円 K C A A 京都が認める全経費
		現状車種が冠水歴車種であった場合 AA 当日含む 6 日間	キャンセルペナルティー 5 万円 + K C A A 京都が 認める全経費
	消火器散布歴車種	AA 開催日より 1 ヶ月	車内に消火剤の散布跡またはそれによるサビが みられるものを消火器散布歴車種とする ルームクリーニング等で消火剤散布跡が見当た らなくても損害保険会社等で消火剤の確認が出 来る場合もクレームの対象とする キャンセル時ペナルティーなし K C A A 京都が認める全経費 (低額車種は陸送費用のみ)
	ミッション乗せ替 え規格外エンジ ンの乗せ替え	AA 開催日より 1 ヶ月	A T ⇄ M T ミッション乗せ替え 規格外エンジンへの乗せ替え 各メーカーの相談窓口で確認し対応する キャンセル時ペナルティーなし K C A A 京都が認める全経費 加修費用は認められるが転売後の経費は含ま ない (低額車種は陸送費用のみ)

■ [0円売切りコーナー・MAX10コーナー・MAX30コーナー・ディーラー売切りコーナー 専用]

- ・ 原則ノークレーム
- ・ 下記項目のみ受付致します
- ・ 成約金額150,000円超過は一般車対応となります

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○ ×	受付可 対象外	当日 書類7日 AA6日	AA当日会場内（AA終了後1時間以内） 書類発送日を含め7日17時迄 AA当日を含め6日17時迄
--------	------------	--------------------	--

	輸入車	10年 10万キロ超	低額車 (15万以下)	走行不明車	裁定基準
盗難車輛	無 期 限				キャンセル時ペナルティー10万円 K C A A 京都が認める全経費
接合車輛	A A 開催日より6ヶ月				キャンセル時ペナルティー5万円 K C A A 京都が認める全経費 オドメーター1周車輛については キャンセルペナルティー 5万円 K C A A 京都が認める全経費
冠水歴車輛	A A 開催日より3ヶ月				キャンセルペナルティー 5万円 K C A A 京都が認める全経費
抵当権設定車輛 差押車輛	無期限				キャンセルペナルティー5万円 K C A A 京都が認める全経費
消火器散布歴車輛 規格外ミッション 規格外エンジン 及び乗せ替え車輛	A A 開催日より1ヶ月				ノーペナルティーキャンセル K C A A 京都が認める全経費 低価格車輛は陸送費用のみ

エンジン	○ 当日	不良のみ受付 エンジン本体の破損・ロック・メタル音	
A T	○ 当日	不良のみ受付 変速しない・走行不能	
年式	○ 書類7日	輸入車輛は国内での初度登録年を年式とする キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用のみ	
車名	○ 当日	キャンセルの場合ノーペナルティー	
ドア数・形状	○ 当日	キャンセルの場合ノーペナルティー	
グレード	○ 書類7日	新車販売価格 誤記入グレード>実グレード キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用のみ 新車販売価格 誤記入グレード<実グレード ノークレーム 存在しないグレードはノークレーム	
4WD⇔2WD の違い	○ AA6日	キャンセルの場合ノーペナルティー+陸送費用のみ	
車歴車検の有無	○ 書類7日	キャンセルの場合ノーペナルティー+陸送費用のみ	
型式 定員 排気量 Nox ディーラー車輛	○ 書類7日	存在しない型式はノークレーム バン等の定員：前列1列のみ（定員2～3名）の 場合記載が必要 未記入箇所はクレームの対象外となります キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用のみ	
ミッション違い	○ AA6日	シフト位置の誤記入についてはノークレームとします A T ⇔ M T 4速⇔5速等クラッチ無し特殊ミッション の未申告	
燃料違い	○ AA6日	キャンセルの場合ノーペナルティー+陸送費用のみ	

■メータークレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

クレーム内容	クレーム受付期間	クレーム対応 裁定 基準
メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	AA開催日より 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月	キャンセル時ペナルティー (出品店関与10万円・不関与5万円) + 諸経費 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー 裁定とは別に制裁を課す場合がある 車検証・整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、K CAA京都が送付した書類(車内から発見された記録簿等 も含む)から判明した場合の申告期限はKCAA京都が書 類を発送した日から1ヶ月以内とする ※セットアップ交換車はノークレーム
タコグラフ交換	AA開催日より 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月	キャンセル時ペナルティー5万円+諸経費 車検証・整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、K CAA京都が送付した書類(車内から発見された記録簿等 も含む)から判明した場合の申告期限はKCAA京都が書 類を発送した日から1ヶ月以内とする
走行不明「#」の申告でメーター改ざんが 立証された場合	AA開催日より 6ヶ月 または 書類発送日含む 1ヶ月	ノーペナキャンセルのみ 諸経費(陸送費やその他にかかる費用)は請求できない 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー 裁定とは別に制裁を課すことがある 車検証・記録簿(認定・指定工場によるもの)等、KCAA 京都が送付した書類から判明する場合の申告期限は、K CAA京都が書類を送付した日を含む1ヶ月以内とする

■ 特別なクレーム裁定基準・ペナルティー裁定基準

クレーム内容	ペナルティー金額
公的機関及び土地所有者等よりの旧所有者への通知※公的機関による捜査協力の問合せに関 しては会場判断とする KCAA京都を介さずに出品店並びに落札店への直接の問い合わせ(ユーザーへの問合せ含 む) その他、クレームが発生し、KCAA京都が相当と判断したもの	50,000円
AA成約車の名義変更前による交通違反(事故、迷惑駐車含む)等が発覚した場合、 迷惑料とし落札店が出品店に支払う	30,000円+KCAA京都が 認める実費

一発商談（ワンプライス）のご利用規約

【概要】

一発商談（ワンプライス）とは、オークションで売買が成立しなかった出品車を出品店が即落価格（希望価格）を設定、掲載し売買するシステムです

当サービスにおけるすべての取引は、現車セリ会場での取引と同様とみなしK C A A 京都オークション規約を適用します

※一発商談（ワンプライス）で成約にならなかった車輛は、次回開催オークションへ自動再出品となります

[登録条件]

未搬出の流札車輛（訂正のあった流札車輛は出品登録不可）

[登録方法]

四輪牧場によりお客様ご自身での登録

A A 当日、車輛搬出券の一発商談の欄に希望価格を記入し受付カウンターの一発商談（ワンプライス）受付箱へ提出。又は四輪牧場にて登録。

※電話にて口頭での受付は不可

[受付]

受付はオークション開催週土曜日の17時まで

[公開期間]

セリ終了後から翌週月曜17時まで

[搬出期限]

成約日含む4日後24時まで

[車輛クレーム期限]

成約日含む6日後17時まで

クレーム延長 通常期限より2日延長（成約日含む8日間17時まで）

※会場判断による遠隔地・離島 天変地異により輸送が困難と会場が判断した場合

[書類期限・書類クレーム]

該当開催の書類期限に準ずる

[一発商談（ワンプライス）の売買契約の解除]

出品店ならびに落札店の都合による売買契約の解除は以下を満たすことが条件となります

出品店	成約日の翌営業日正午以内	ペナルティー	50,000円
	成約日の翌営業日正午以降	ペナルティー	100,000円
落札店 (成約日の翌営業日正午まで以降は不可)	成約金額が100万円以下	ペナルティー	50,000円
	成約金額が200万円未満	ペナルティー	70,000円
	成約金額が200万円以上	ペナルティー	100,000円
手数料	成約料¥20,000- 落札料《ご利用端末により落札金額は変わります》（申し出側がK C A A 京都に支払う）		

[その他]

精算については、当該開催分として計上いたします

令和3年5月1日 セリコーナーの一部改訂
触媒欠品の申告期日の追加

令和4年7月1日

- ① 現状車が冠水車輻であった場合 AA当日を含む6日間に誤記入を修正
- ② 初年度登録年・月の裁定基準、登録月違いは車検月・・・を削除
登録月違いはキャンセルor値引き
値引き時一ヵ月当たり3千円
低額車は値引き上限1万円
- ③ 軽自動車の税止め未処理ペナルティー

令和5年1月1日 運用規定の一部改訂

- ① P9 成約車輻代金の決済追記
- ② P10 書類決済期限 17時→15時
- ③ P11 書類再交付・差替ペナルティーの改訂
- ④ P14 クレームの申し立て追記・注意事項⑫追加
- ⑤ P15 現状車コーナーCNG車の追記
- ⑥ P16 ミッション違いの最低基準追記・CNGタンク使用期限切れの追加
- ⑦ P20 抵当権設定車輻・差押車輻の申告期限→無期限
- ⑧ P21 メータークレームに関するクレーム期間最低基準等の変更
- ⑨ P22 一発商談（ワンプライス）のご利用規約追加

令和5年6月1日 運用規定の一部改訂

- ① P7 出品店申告義務 タコグラフ装着車・キャビン交換車のメーター交換の追記
- ② P11 抹消依頼後のクレーム受付の改訂
- ③ P16 セールスポイント・レスオプション・EV充電器・付属品の項目を追加・改訂
- ④ P17 ナビパスワードの項目を追加
- ⑤ P18 車台番号不鮮明・トラック上物・4WDの項目を追加

令和6年1月1日 運用規定の一部改訂・追記

- ① P2 出品不可車輻に車台番号不鮮明車を追記
- ② P9 成約車輻の書類について、普通車検査付車両に自動車検査証記録事項を追記 又落札店への書類到着後の速やかな確認を追記
- ③ P10 自動車税未納車輻の項目を「受検・名義変更拒否」の項目へ変更
- ④ P11 書類の差替について追記
- ⑤ P12 交通違反による車検拒否についての取扱いを一部変更
- ⑥ P14 キャンセル処理の場合に追記
- ⑦ P17 クレーム申立て裁定基準の電装欄にエアコン不良を追加 オーディオ・PW etc の裁定基準を登録3年から登録5年へ変更

- ⑧ P 1 8クレーム申立て裁定の修復歴・溶接パネル交換の裁定基準に追記
- ⑨ P 2 1特別なクレーム裁定基準・ペナルティー裁定基準に追記
- ⑩ P 2 2ワンプライスの売買契約の解除の追記